

山口県日本海海区漁場計画の一部を変更したので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 8 項の規定において準用する同条第 6 項の規定に基づき、当該計画、漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 24 条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及び申請期間を次のとおり公示する。

令和 6 年 6 月 24 日

山口県知事 村岡 嗣政

1 山口県日本海海区漁場計画

山口県日本海海区漁場計画の一部を次のように変更する。

変更後	変更前
山口県日本海海区漁場計画 1 漁業権に関する事項 共第 1 号～共第 46 号 (略) 区第 1 号～区第 19 号 (略) <u>区第 20 号</u> (1)漁場の位置 長門市油谷向津具下地先 (2)漁場の区域 次の A、イ、B、C、D、E、F、A の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点 A 長門市油谷向津具下大浦漁港 B 防波堤北東端から護岸沿いに西へ 46 メートルの点に設置した標識 B 長門市油谷向津具下大浦漁港東防波堤南側屈折部に設置した標柱 C 長門市油谷向津具下大浦漁港東防波堤南端 D 長門市油谷向津具下大浦漁港 B 防波堤南端 E 長門市油谷向津具下大浦漁港 B 防波堤東端 F 長門市油谷向津具下大浦漁港 B 防波堤北東端 点イ A から 0 度 56 メートルの点 (3)漁業種類 第 1 種区画漁業	山口県日本海海区漁場計画 1 漁業権に関する事項 共第 1 号～共第 46 号 (略) 区第 1 号～区第 19 号 (略) (新設)

<p>(4)漁業の名称 うに養殖業</p> <p>(5)漁業時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>(6)存続期間 令和6年10月1日から 令和10年8月31日まで</p> <p>(7)個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権</p> <p>(8)関係地区 長門市油谷向津具下（大浦地区に限る）</p> <p>(9)条件 なし</p> <p><u>区第21号</u></p> <p>(1)漁場の位置 下関市豊浦町大字涌田後地地先</p> <p>(2)漁場の区域 次のA、B、C、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、 D、Eの各点を順次結んだ線及び最大高潮時 海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点A 下関市豊浦町涌田漁港A防波堤東 側基部</p> <p>B 下関市豊浦町涌田漁港A防波堤屈 曲部に設置した標識</p> <p>C 下関市豊浦町涌田漁港A防波堤突 端中央部</p> <p>D 下関市豊浦町涌田漁港沖防波堤屈 曲部に設置した標識</p> <p>E 下関市豊浦町涌田漁港沖防波堤西 側基部</p> <p>点イ Cから109度50メートルの点</p> <p>ロ Cから175度245メートルの点</p> <p>ハ Cから226度290メートルの点</p> <p>ニ Cから234度30分250メートルの点</p> <p>ホ Cから258度465メートルの点</p> <p>へ Cから288度30分430メートルの点</p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

<p>(3)漁業種類 第1種区画漁業</p> <p>(4)漁業の名称 藻類養殖業</p> <p>(5)漁業時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>(6)存続期間 令和6年10月1日から 令和10年8月31日まで</p> <p>(7)個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権</p> <p>(8)関係地区 下関市豊浦町大字涌田後地</p> <p>(9)条件 なし</p> <p><u>区第22号</u></p> <p>(1)漁場の位置 下関市豊浦町大字涌田後地地先</p> <p>(2)漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点A 下関市豊浦町大字涌田後地吉永川河口右岸岸壁南西角 点イ Aから349度16分433メートルの点 ロ Aから357度35分392メートルの点 ハ Aから4度3分238メートルの点 ニ Aから316度5分13メートルの点 ホ Aから299度42分143メートルの点</p> <p>(3)漁業種類 第1種区画漁業</p> <p>(4)漁業の名称 藻類養殖業</p> <p>(5)漁業時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>(6)存続期間 令和6年10月1日から 令和10年8月31日まで</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

<p>(7)個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権</p> <p>(8)関係地区 下関市豊浦町大字涌田後地</p> <p>(9)条件 なし</p> <p><u>区第 23 号</u></p> <p>(1)漁場の位置 下関市豊浦町大字涌田後地地先</p> <p>(2)漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点 A 下関市豊浦町大字涌田後地吉永川 河口右岸岸壁南西角 点イ Aから 200 度 15 分 92 メートルの点 ロ Aから 218 度 26 分 736 メートルの点 ハ Aから 237 度 11 分 739 メートルの点 ニ Aから 275 度 54 分 269 メートルの点</p> <p>(3)漁業種類 第 1 種区画漁業</p> <p>(4)漁業の名称 藻類養殖業</p> <p>(5)漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで</p> <p>(6)存続期間 令和 6 年 10 月 1 日から 令和 10 年 8 月 31 日まで</p> <p>(7)個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権</p> <p>(8)関係地区 下関市豊浦町大字涌田後地</p> <p>(9)条件 なし 定第 1 号～定第 9 号 (略)</p> <p>2 保全沿岸漁場に関する事項 なし</p>	<p>(新設)</p> <p>定第 1 号～定第 9 号 (略)</p> <p>2 保全沿岸漁場に関する事項 なし</p>
--	---

2 漁業法施行規則第 24 条各号に掲げる事項

(1)海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

①意見の概要

山口県日本海海区漁場計画変更案は適当である

②当該意見の処理の結果

山口県日本海海区漁場計画変更案のとおり、山口県日本海海区漁場計画を
変更

(2)漁場図

別添のとおり

(3)その他参考となるべき事項

なし

3 変更後の山口県日本海海区漁場計画 1 の区第 20 号、区第 21 号、区第 22 号及び
区第 23 号に係る漁業の免許予定日

令和 6 年 10 月 1 日

4 3 に係る申請期間

令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 9 月 6 日まで